地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会について

- 1. 評価委員会の概要
 - (1)設置の根拠 地方独立行政法人法第11条第1項
 - (2) 位置付け 市長の附属機関
 - (3)役割「評価委員会」は年度目標の作成認可に際しての意見提示や法人の業務実績に関する評価について意見を述べるなど、地方独立行政法人の目標評価制度の根幹となる重要な役割を果たす機関である。
 - (4)組織·運営

【地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター評価委員会条例(抜粋)】

- 1 組織等(第3・4条関係)
 - ・委員は5人以内
 - ・学識経験のある者のうちから、市長が任命
 - ・任期は2年(再任可)
- 2 委員長(第5条関係)
 - ・委員の互選により委員長・副委員長を選出
 - ・委員長は会務を総理し、委員会を代表
- 3 会議(第6条関係)
 - ・委員長が会議を招集し、議長となる

【開催要件】委員の過半数の出席が必要

【議決要件】出席委員の過半数をもって決する

- 4 意見の聴取等(第7条関係)
 - ・必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる
- 2. 評価委員会の業務(事前の意見聴取①~④、意見の申出⑤)
- ①年度目標を作成・変更する際の市長への意見
- ②各事業年度及び法人の規則で定める期間(以下「規則期間」という。)の最後の年度における業務の実績に関する評価についての意見
- ③規則期間終了時に、当該期間における業務運営の改善及び効率化について評価する際の意見
- ④重要な財産を処分するに当たって市長が認可する際の意見
- ⑤役員報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申し出
- 3. 評価委員会スケジュール スケジュールについては別紙資料の通り